

リバーサイドタウンかさまつ計画
官民連携型社会実験（第Ⅱ期）
募集要項

令和４年９月

笠松町

木曽川・笠松エリア利用調整協議会

目 次

1. 社会実験の趣旨	1
2. 募集内容・使用条件	2
2-1 実施区域	2
2-2 実施期間	2
2-3 募集期間と締切日	2
2-4 使用料等	2
2-5 協力金	2
2-6 笠松町から無償で提供できるもの	2
2-7 社会実験実施条件	3
2-8 緊急時の対応	3
2-9 その他	3
3. 募集方法について	4
3-1 応募方法	4
3-2 応募対象	4
3-3 応募書類	5
3-4 応募書類作成上の留意点	5
3-5 応募書類の取扱	5
3-6 スケジュールの概要	5
4. 審査について	6
4-1 審査方法	6
4-2 審査基準	6
4-3 審査結果の通知	6
4-4 募集・選定に関する留意事項	6
4-5 協議・調整	6
5. 実施報告書・アンケートの提出について	7
【様式・資料編】	7

1. 社会実験の趣旨

笠松町は、江戸時代、明治時代には岐阜県の政治の中心として、また「笠松みなと公園」は、古くに「笠松川湊」として木曽川沿い川の交通の要衝・物資が集散する場所として栄え、幾多の洪水を克服してきた歴史や文化が存在しています。また、木曽川沿いに岐阜県内唯一の競馬場があり、「馬」を身近に見ることができる場所であり、多様な視点でポテンシャルの高い場所です。さらに、木曽三川の広大な空間を活かし、健康作りを支援するレクリエーション施設として、国（国営木曽三川公園や河川整備など）と沿川自治体が連携して、サイクリングロードや遊歩道の整備を進めており、平成31年3月には、笠松町サイクリングロードの整備が完了し、笠松町から各務原市までの約5kmがつながりました。これを機会に河川環境楽園と笠松みなと公園の連携を一層強化することにより、木曽三川公園を含めた広域的な連携に繋げていく必要があります。

このような背景をもとに、平成21年度に策定した「リバーサイドタウンかさまつ計画」

を令和時代に即したまちづくりへとバージョンアップするため、「令和版リバーサイドかさまつ計画案」を策定し、官民連携による新しい魅力を創造していきます。

この趣旨のもと、令和3年度には「木曽川・笠松エリア利用調整協議会」を発足させ、木曽川の河川敷の利活用促進に向けた大きな一歩となりました。当協議会での議論や検討に基づき、木曽川を利活用し、地域の活性化や医療・福祉の貢献などのにぎわい交流機能の創出に向け社会実験を実施することとしました。

この社会実験では、笠松町の都市公園である「笠松みなと公園」を中心とする河川区域において、売店、オープンカフェ、キッチンカー、ホースセラピー、イベント、情報技術の研究などの民間活動が可能なコンセプトとし、令和4年3月には、第Ⅰ期社会実験として「かさまつminaTRY」の実施にいたりしました。第Ⅰ期社会実験では、アトラクションや飲食を中心とした、木曽川河川敷（笠松みなと公園）における今後の民間の力を取り込んだ活動の可能性を検証しました。

今年度は、第Ⅰ期社会実験を踏まえ、さらに多様な活動の可能性を把握するための「第Ⅱ期社会実験」を実施します。この社会実験の趣旨に賛同し、笠松町の活性化に寄与する活動を行う希望がある事業者（以下、「事業者」という。）は、「リバーサイドタウンかさまつ計画官民連携型社会実験（第Ⅱ期）募集要項」（以下、「本要項」という。）に基づき、応募願います。

笠松町では、この社会実験によって、引き続き公園利用者のニーズや、事業者とその営利活動状況の把握などを行い、今後の木曽川の利活用に反映します。

2. 募集内容・使用条件

2-1 実施区域

岐阜県笠松町が管理する都市公園「笠松みなと公園」内
巻末の社会実験実施対象箇所を参照

2-2 実施期間

①社会実験対象期間：令和4年9月1日（木）～令和4年12月25日（日）

②時間帯：規定の公園利用時間に準じ次のとおりとします。

9月～10月：午前8時45分～午後6時（参考 8月：午前8時45分～午後7時）

11月～12月：午前8時45分～午後5時

活動施設の準備から片付けまでのすべての時間を含むことを原則としますが、週末等の夜間利用など、申請内容によっては、事業者と笠松町との協議により変更することは可能です。

ただし、水防団の訓練、町民スポーツ大会、リバーサイドカーニバル、マルシェ等の既存の行事が予定されている場合には、開催希望日に添えない場合があります。

2-3 募集期間と締切日

随時募集しますが、実施までのスケジュールを踏まえて応募していただくことになります。審査は数日～1週間程度を予定します。

2-4 使用料等

公園使用料 無料（社会実験期間中）

2-5 協力金

特に営利を目的とした飲食に関する内容など、実施内容によって「公園環境維持協力金」を笠松町に納めていただきます。金額は1日の1サイトにおける出店や1日の1回の実施につき2,000円です。

※1サイトの間口は5m程度で、1サイトにはキッチンカーやテントは基本的に1台、1張となります（1サイト内であれば小型テントを複数設置しても構いません）。

前月の実施実績に基づき、笠松町より納入通知書を月初めに送付しますので、振込によりお支払いいただきます。

2-6 笠松町から無償で提供できるもの

①上水道（手洗い用） 2か所 （位置図参照）

休憩所及びBBQ広場前の上水道

②Webサイト及び「広報かさまつ」への掲載（締切日によっては、掲載できない場合もありますので、事前に問合せしてください。）

2-7 社会実験実施条件

当社会実験の趣旨（p2）及び下記の条件に合っていること。

【条件】木曽川の水辺空間を活かしたソフト事業について

- (1) 国土交通省及び笠松町（水防団、商工会等も含む）が河川敷で事業等を行う場合には、協力及び使用に関する協議に応じること。
- (2) 実施（出店、催事等）ごとに設備等を撤去することを基本とする。
- (3) 各事業者の社会実験期間が終了し、撤去する際には公園の現状回復を行うこと。
- (4) 出水時の撤去計画があり、かつ出水時に計画に準じ撤去できること。
- (5) 周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないよう清掃等に心掛けること。
- (6) 騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境に十分配慮すること。利用者（客）が使用した事業者の関連するゴミは、施設利用者自ら責任をもって処分すること。
- (7) 木曽川の河川敷及び「笠松みなと公園」、サイクリングロード等の利用者の行動を妨げないこと。
- (8) 苦情があった場合は適切に対応し、その内容を笠松町担当窓口に報告すること。
- (9) 事故等が発生しないよう、事業者の関係者や利用者（客）に注意喚起するとともに、避難指示を適時・的確に行うこと。
- (10) 飲食事業を実施する場合には、所管保健所や消防署に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）を申請・取得すること（営業許可書の写しを笠松町へ提出し、社会実験実施中は許可証を掲示すること）。
- (11) 堤防や護岸等の河川構造物及び笠松町施設（遊具やトイレ、休憩所等）を損傷、破壊しないこと。損傷等させた場合は笠松町へ報告し、復旧すること。
- (12) 新型コロナウイルス感染症について、岐阜県及び笠松町の対策方針に準じた対応を行うこと。
- (13) その他、問題等が発生した場合には、笠松町との協議に応じるとともに、指示に従うこと。

2-8 緊急時の対応

大雨や台風等の降雨・強風時には、河川の水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所および木曽川第一出張所）及び笠松町の指示に従い、従事者と施設等を河川敷の外に撤去・退避させてください。

2-9 その他

音響装置や照明機材等、事業に必要な備品全ては、事業者側で準備してください。

混雑が予想される場合には、自ら警備員等を配置するなど、安全対策を十分にとってください。

3. 募集方法について

3-1 応募方法

応募書類を下記へ提出してください。

応募書類提出先：笠松町 企画環境経済部 企画課 企画調整担当

応募方法：持参・郵送（土日祝日を除く午前8時半～午後5時）、WEB 上からのメール

- WEB から応募書類は次のページからダウンロードできます。入力できる PDF 版です。
社会実験ホームページ：<https://sites.google.com/view/kasamatsumizubekatsuyou/>
笠松町ホームページ：<https://www.town.kasamatsu.gifu.jp/>
- E メールで応募される場合は次のいずれかへお願いします。添付資料は PDF や画像（写真等）で一緒に送付してください。
社会実験：kasamatsumizube@gmail.com
笠 松 町：kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

ご不明な点がございましたら申請前に下記まで問合せをお願いします。

担当 笠松町企画環境経済部企画課 企画調整担当

住所 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 番地

電話 058-388-1113 ファクシミリ 058-387-5816

E-mail kikaku@town.kasamatsu.lg.jp

3-2 応募対象

応募対象は、笠松町内外の所在や在住を問わず、「企業」「団体」「個人」（以下、「者」という）を対象とします。

応募者は、単なる営利活動ではなく、本要項に定める内容・趣旨・条件等を十分に理解し、社会実験に協力する者としてします。

【応募できない方】

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。応募から審査終了までの期間や社会実験開始後に、該当が判明した場合は応募資格を失うものとします。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

- をもって暴力団の利用等をしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、必要な許認可を有していない者
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑤ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

3-3 応募書類

応募書類は、一般企画の場合は次の①、③、④、キッチンカーやテント出店参加の場合は、②、③の書類を各1部提出してください。

- ① 一般企画用の「かさまつminaTRY」参加申込書（様式1）
- ② キッチンカーやテント出店用の「笠松みなと公園社会実験におけるキッチンカー・テント等臨時飲食店舗出店者登録申請書」（様式2、及び様式2に記載の添付資料）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 企画提案書（様式4） ※企画の具体的内容は、事務局と相談して決めます。

3-4 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成・提出してください。

- ① 日本語を使用し、できるだけわかりやすく表記してください。
- ② 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成してください。
- ③ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とします。

3-5 応募書類の取扱

原則として、提出された応募書類は公表せず返却しません。

3-6 スケジュールの概要

- ① 本要項の公表 令和4年8月31日（水）
- ② 応募書類受付
令和4年9月1日（木）～令和4年11月30日（水）までの期間 随時受付
- ③ 審査 応募書類受付後、随時
- ④ 審査結果通知 応募書類受付後、数日～1週間程度
- ⑤ 社会実験の実施
- ⑥ 実施報告書及びアンケートの提出

4. 審査について

4-1 審査方法

笠松町において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容確認が必要な場合はヒアリング等）を行い、参加を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4-2 審査基準

「2 募集内容 2-7 社会実験実施条件」に基づき、審査します。

4-3 審査結果の通知

審査結果は、応募書類受付後、約1週間程度を目安に、参加者として決定した者を対象に通知します。審査の経過や内容、結果についての問合せには、一切応じません。

審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

同一場所、同一期間等となった場合には、協議・調整をします。

4-4 募集・選定に関する留意事項

① 応募書類の変更

応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとしますが、趣旨に對しより有効であったり、安全性の向上を図るものであったりする場合は、変更を認める場合があります。

② 取り消し

応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。

○応募書類に虚偽の記載があった場合

○応募資格を満たしていないことが判明した場合

○著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4-5 協議・調整

社会実験を実施する場所（笠松みなと公園内のエリア）や期間等について、必要があると認めた場合、笠松町がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

長期間の社会実験実施や使用面積の広い事業を行う事業者を、初めて行う事業者より優先的に扱いますが、それでも困難な場合にはくじ引きを行う場合があります。その結果については、異議申し立てはできません。

5. 実施報告書・アンケートの提出について

- ① 社会実験実施後は、実施報告書（様式6）の提出、アンケートの提出をお願いします。
- ② アンケート調査票は、社会実験実施内容に応じ、笠松町から事業者へ「事業者向けアンケート」を配布します。なお、笠松町が「来場者向け」アンケートを実施する場合には協力してください。
- ③ 実施報告書（様式6）には収支報告も含まれます。収支報告の内容は、社会実験お検証に用いるものであり、個別の事業者の収支を公開することはありません。
- ④ 社会実験の効果検証を目的として、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

【様式・資料編】

様式1 「かさまつminaTRY」参加申込書

※一般企画用であり、キッチンカーやテントでの出店用は様式2を使用してください。

様式2 笠松みなと公園 社会実験におけるキッチンカー・テント等臨時飲食店舗出店者登録申請書

※一般企画の場合は不要です。

様式3 誓約書

様式4 企画提案書

※具体的な内容は、事務局と相談しながら決定します。

※必要に応じて、枚数を追加とともに、別紙や図面等を添付してください。

様式5 社会実験参加承認書

※笠松町から発行します。

様式6 社会実験実施報告書

※社会実験実施後に提出していただきます。

様式7 社会実験実施者用アンケート

※社会実験実施後に提出していただきます。

その他 営利目的で社会実験に参加された場合は、採算性のわかる資料（任意様式）

位置図

- ・社会実験実施対象箇所
- ・笠松町が提供できる水道箇所
- ・駐車場位置図

(様式 1)

令和 年 月 日

笠松町長 宛

住所（法人、団体にあつては所在地）

氏名（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

「かさまつ minaTRY」参加申込書（一般企画用）

笠松町事業者募集要項に基づき下記のとおり申請します。

記

ふりがな				ふりがな			
氏名				所 属 の 団体・企業名	※個人参加の場合は無記入		
電話番号				所 在 地 住 所			
メールアドレス				S N S 等 アカウント			
実施内容概略	名称（例：〇〇体験、〇〇の販売）： 概要：						
販売の場合の 販売品目（希望）							
実施・販売等の方法	例：予約制の〇人程度の定員制、調理済み食品を卓上販売					料金 設定	☐ 無 ・ ☐ 有
希望の実施期間等	月 日 ～ 月 日の ☐ 平日 ・ ☐ 休日						
持ち込み資機材	例：テント、仕切り柵、冷蔵庫、立て看板等						

※キッチンカーやテントでの出店参加は様式 2（次ページ）を用いてお申し込みください。

笠松みなと公園 社会実験におけるキッチンカー・テント等臨時飲食店舗
出店者登録申請書

笠 松 町 長 宛

社会実験におけるキッチンカーやテント等による官民連携型社会実験（第Ⅱ期）募集要項に基づき、出店者として登録申請いたします。本登録申請書の記載内容及び、以下の添付資料については、事実と相違ありません。

- ・営業許可書一式の写し
- ・食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し
- ・生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ・誓約書
- ・車検証（キッチンカー、専用販売車）の写し

申込日：令和 年 月 日

ふりがな 事業所名					
ふりがな 代表者名	印	ふりがな 担当者名			
電 話		F A X			
担 当 者 携帯電話		所 在 地 住 所	〒		
メー アドレ		S N S 等 アカウント			

出 店 形 態	☐ 車両 車両サイズ（販売時の状態でのサイズ） （幅 m× 長さ m× 高さ m） （ナンバー： ） 発電機の使用 ☐有 ・ ☐無 ※必ず消火器を用意すること。 火気の使用 ☐有 ・ ☐無 ☐ テント・屋台 サイズ（販売時の状態でのサイズ） （幅 m× 長さ m× 高さ m） 形 態（例：簡易テント ） 発電機の使用 ☐有 ・ ☐無 ※必ず消火器を用意すること。 火気の使用 ☐有 ・ ☐無																													
団 体 登 録	笠松町商工会会員登録 ☐ 有 ・ ☐ 無																													
販 売 品 目	主な商品から順に記載してください。																													
販売価格（予定） 1日の販売数（想定）	<table><tr><th>商品名</th><th>販売価格</th><th>販売数/日</th><th>商品名</th><th>販売価格</th><th>販売数/日</th></tr><tr><td>(例) たこやき</td><td>500</td><td>100</td><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>①</td><td></td><td></td><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td><td>⑤</td><td></td><td></td></tr></table>						商品名	販売価格	販売数/日	商品名	販売価格	販売数/日	(例) たこやき	500	100	③			①			④			②			⑤		
商品名	販売価格	販売数/日	商品名	販売価格	販売数/日																									
(例) たこやき	500	100	③																											
①			④																											
②			⑤																											
販 売 方 法 展 示 方 法	例：調理・包装済みの弁当を机の上で販売																													
出 店 時 運 営 方 法	出店予定日 (例) 毎月第1・3土曜日		営業時間																											
	客数予測 (1日あたり)		客単価予測																											
持 ち 込 み 資 機 材	例：冷蔵庫、のぼり旗、立て看板等 ※ゴミは持ち帰りを原則としておりゴミ箱必須																													

(様式3)

令和 年 月 日

誓約書

笠松町長 宛

住所（法人、団体にあつては所在地）

氏名（法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名）

私は、下記の事項について誓約します。

記

1. 社会実験の参加について

(1) 社会実験の趣旨を理解し、本要項を遵守して参加します。

2. 参加者自身について

自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。なお、必要な場合には、警察署に照会することについて同意し、当該事項に関する書類の提出を笠松町から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(様式 4)

企画提案書（キッチンカー・テント出店以外の一般企画用）

氏名（団体名称）	
事業内容	○概要 ○詳細
使用期間・日	
希望する場所	※（図面）
審査基準への 配慮事項	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制）
笠松町から無償提供をうけたいもの	（※p3 の 2-6 の範囲内）

※具体的な内容は、事務局と相談しながら決定します。

※必要に応じて、枚数を追加とともに、別紙や図面等を添付してください。

(様式 5)

社会実験参加承認書

	第 号 令和 年 月 日		
	様 笠松町長 古田 聖人 令和 年 月 日付けで、申請がありました笠松みなと公園での社会実験への参加を次の通り承認します。		
参加する個人・団体・企業		個人の場合の 所属団体等	
事業内容概要			
使用期間			
使用を許可する場所			
笠松町からの無償提供			
使用条件	○当社会実験の趣旨（p2）及び下記の条件に合っていること。また、様式3の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。 【条件】木曽川の水辺空間を活かしたソフト事業について (1)国土交通省及び笠松町（水防団、商工会等も含む）が河川敷で事業等を行う場合には、協力及び使用に関する協議に応じること。 (2)各事業者の社会実験期間が終了し、撤去する際には公園の現状回復を行うこと。 (3)出水時の撤去計画があり、かつ出水時に計画に準じ撤去できること。 (4)周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないよう清掃等に心掛けること。 (5)騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境に十分配慮すること。利用者（客）が使用した事業者の関連するゴミは、施設利用者自ら責任をもって処分すること。 (6)木曽川の河川敷及び「笠松みなと公園」、サイクリングロード等の利用者の行動を妨げないこと。 (7)苦情があった場合は適切に対応し、その内容を笠松町担当窓口に報告すること。 (8)事故等が発生しないよう、事業者の関係者や利用者（客）に注意喚起するとともに、避難指示を適時・的確に行うこと。 (9)飲食事業を実施する場合には、所管保健所や消防署に必要な営業許可（臨時営業		

	許可、露店営業許可等）を申請・取得すること（営業許可書の写しを笠松町へ提出し、社会実験実施中は許可証を掲示すること）。 (10) 堤防や護岸等の河川構造物及び笠松町施設（遊具やトイレ、休憩所等）を損傷、破壊しないこと。損傷等させた場合は笠松町へ報告し、復旧すること。 (11) 新型コロナウイルス感染症について、岐阜県及び笠松町の対策方針に準じた対応を行うこと。 (12) その他、問題等が発生した場合には、笠松町との協議に応じるとともに、指示に従うこと。
緊急時の対応	・大雨や台風等の降雨・強風時には、河川の水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省中部地方整備局木曽川上流河川事務所および木曽川第一出張所）及び笠松町の指示に従い、従事者と施設等を河川敷の外に撤去・退避させてください。
その他	・音響装置や照明機材等、事業に必要な備品全ては、事業者側で準備してください。 ・混雑が予想される場合には、自ら警備員等を配置するなど、安全対策を十分にとってください。

社会実験実施報告書

氏名（団体名称）	
事業内容	※（概要）
使用期間	
使用場所	※（図面）
緊急時（出水、地震台風等）の体制の有無、実施内容	（有り、無し） ※（有りの場合は、日時を含めて実施内容を記載してください）
配慮事項の実施状況及び当該写真	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去
事業実施効果	
事業実施における課題	

※ 採算性のわかる資料は、自由様式（任意の様式）に別途提出してください。

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

※ 社会実験実施後、3週間程度を目安に、アンケート調査結果とともに笠松町へ提出してください。



【位置図】

社会実験実施対象場所

笠松町 笠松みなと公園
木曽川約 40.03km～40.8km
(岐阜県道 14 号木曽川橋～名鉄
名古屋本線鉄橋の間)
※「四季の里広場」は対象外

笠松町が提供できる水道箇所 ○

- ・休憩所（あずまや）の水道
- ・BB サイトの水道

駐車場位置図 ○

- ・関係者用駐車場
 - ・笠松みなと公園来場者駐車場
(10 台程度)
 - ・笠松町若葉町地内 (10 台程度)

社会実験実施者用アンケート

回答が可能な範囲で、以下についてご回答願います。

社会実驗実施者	
使用場所	
事業結果概要	・実施日 ・客層 ・利用者数 ・総売上

質問１：笠松町みなと公園内でおこなった社会実験の事業・イベント等については、採算性がありましたか？

(複数回答不可)

- ①. 採算性が十分にあった
- ②. 採算性があった
- ③. 採算性があまりなかった
- ④. 採算性がなかった
- ⑤. 回答不可

質問2：質問1の回答のうち①、②を回答された方にお聞きます。何が要因で採算性が取れたと思われましたか？

(複数回答可)

- ①. 施設使用者の事業内容が適切だったから
- ②. 使用場所がよかったから
- ③. 季節がよかったから
- ④. 期間が十分にあったから
- ⑤. 曜日がよかったから
- ⑥. 時間帯がよかったから
- ⑦. 天候が良好だったから
- ⑧. 情報周知（広告）が適切だったから
- ⑨. 町からの支援があったから
- ⑩. その他（

(理由を具体的にもしくは詳細に記載してください)

(複数回答可)

- (理由を具体的にもしくは詳細に記載してください。また、再度実施する場合の改善点を提案してください)

質問5：その他、改善点や要望等について自由意見をお聞かせください。